

都市近代化事業協同組合加入規約及び組合加入申込書

第1条 (目的)

都市近代化事業協同組合（以下「組合」という）に加入する法人が組合の事業目的に賛同し経済的向上を目指す。

第2条 (組合加入資格)

- 当組合が認可を受けている地区及び業種に該当する法人又は個人事業主。
- 組合加入手続きをした上、組合で承認されたのち組合員としての資格が生じる。又退会する場合は書面により組合に通知すること。

第3条 組合員は出資金として1口1万円を出資すること。(退会時返金する)

第4条 組合員は組合費として年間1,200円を支払うものとする。組合の決算年度に準じ4月1日から翌年の3月31日までを一括して組合員の口座より自動振替とする。(100円/月)

第5条 (その他)

組合員は本契約事項について、組合が別に定める将来の総代会及び理事会の決定事項に従うこと。

組合加入申込書 【 謄本(写し可)・個人事業証明 添付】

都市近代化事業協同組合 殿 平成 年 月 日

利用事業の番号に○		申込数	月間利用額	備考
1	ETC コーポレート	枚	万円	ETC
2	UC ETC	枚	万円	ETC
3	UC フリート	枚	万円	ETCと給油
4	ガソリン	枚	万円	給油
5	損害保険	台		自動車共済保険

(創業3年以内の法人はお断りする場合があります)

当社は貴組合の定款および組合加入規約を承認の上、組合加入申込みをいたします。

フリカ`ナ 法人名	印			事業所形態	1.法人 2.個人事業主
フリカ`ナ 法人住所				資本金	万円
フリカ`ナ 連帯保証人 (代表者氏名)	印			従業員数	人
電話番号				設立年月日	
FAX番号				主な事業内容を詳しくご記入ください	
フリカ`ナ 担当者氏名	担当者 部署	該当する業種に○印 製造業・卸業・小売業 サービス業・その他			
担当者e-mail				謄本事業の目的のうち該当する番号および内容	
				認可番号 または 許可番号	証明書添付 あり・なし
				小分類名等	

組合使用欄

事業促進協力者番号				組合員番号				出資金預り年月日	H . .
コーホ`割引率	%		積立率	%		1	2	3	
登録小分類番号									
UC用8桁番号		カ`ソリン親番号		有・無	否				

様式1-1

利用規約 (各事業共通)

第1条 (利用資格)

- 法人又は個人事業主であり、組合加入が認められ、組合に加入した組合員に限る。
- 本規約を守ることと同意した組合員であること。
- 自動車共済保険を利用する場合には関東自動車共済協同組合への加入が前提となるため、組合を通じて関東自動車共済協同組合への出資金(1口 1,000円)を出資したものに限り。なお、自動車共済保険を全て解約する場合には出資金(1口 1,000円)は返金される。

第2条 (合意専属管轄裁判所)

- 各事業利用規約に関して組合と組合員との間で訴訟の必要が生じた場合は組合の所在地を管轄する裁判所において解決するものとする。

ETC コーポレート・UC ETC・UC フリート・ガソリンの各カード利用規約

第1条 (目的)

この規約は「都市近代化事業協同組合」(以下「組合」という)が全組合員の利用金額に対して保証を担うETCコーポレートカード「大口・多頻度」、UC ETCカード、UC フリートカードおよびガソリンカード(以下「各カード」という)の利用について、組合と組合員との間に必要な事項を定める。

第2条 (発行および紛失・盗難・破損等の再発行)

- ETC コーポレートカードの取扱手数料はカード1枚につき毎年度600円とする。
- 各カードの発行・再発行に関しては、当組合所定の手数料を申し受けるものとする。
- 紛失・盗難・破損等の場合は至急組合に届け、必ず再発行の有・無を書面にて申請する。

第3条 (保証金)

- 各カードの利用料金は後払いのため、所定の保証金を積み立て、利用組合員に対する未収代金保全とする。
- 他の組合員の未収代金には充当しない。
- 各カードの取扱い会社に対する保証金に充当する。
- 各カードの利用代金に対する銀行保証のため銀行に差入れる担保金に充当する。
- 退会の場合、保証金は全額返金する。

第4条 (利用料金の支払)

- 請求期限および支払期限

種類	請求締め日	請求期限(請求書の送付)		支払期限	
ETC コーポレート	毎月 末日	締め日の翌月	25日 までに送付	締め日の翌々月	12日 までに支払う
UC ETC	毎月 末日	締め日の翌月	25日 までに送付	締め日の翌々月	5日 までに支払う
UC フリート	毎月 10日	締め日の当月	末日 までに送付	締め日の翌月	12日 までに支払う
ガソリン	毎月 末日	締め日の翌月	25日 までに送付	締め日の翌月	末日 までに支払う

- 各カードの利用料金の支払は銀行自動口座振替とする。

第5条 (各カードの利用等)

- ETC コーポレートカードは、カードに登録された車両のみでの利用とする。
- ETC コーポレートカードおよびUC ETCカードは、ETC専用ゲートのみでの利用とする。
- UC ETCカードはどの車両でも利用でき、車載器にカードを挿入し割引利用ができる。
- UC フリートカードはカードに登録された車両で利用する。
- ガソリンカードはカードに登録された車両で利用する。

第6条 (利用停止)

- 組合員の自動口座振替が不能になり、その後2週間以内に入金されない場合は利用を停止する。(但し、その前でも停止する場合がある)

第7条 (遅延損害金)

- 組合員が各事業を利用し、各カードの利用代金の支払いを遅滞した時は、各支払日の翌日から代金完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。